

令和8年熊本地震

「罹災証明書」と「被災証明書」の違い

大津町役場防災交通課

TEL：096-285-5006

令和8年熊本地震の被害に対して発行される証明書には「**罹（り）災証明書**」と「**被（ひ）災証明書**」の2種類があります。「何のために使うか」によって必要な書類が異なるため、申請前に用途を確認することが重要です。

判定チャート

【A】**公的支援**や住まいの再建が目的の方



義援金申請や税金免除などの**公的支援**には「罹災証明書」が必要です。

【B】**家財の被害証明**や迅速な届出が目的の方



建物や車、家具の被害について、**民間保険会社等**への提出には「被災証明書」が適しています。

罹災（りさい）証明書



被災（ひさい）証明書



罹災証明書は「町職員等による現地調査」が必要



被害の程度を詳しく調査するため、**申請から発行までに一定の期間を要します。**

罹災（りさい）証明書

比較項目

被災（ひさい）証明書

主な用途



公的支援金、仮設住宅、住宅修理費など



民間保険会社、職場、学校など

証明内容

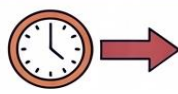


被害の程度（全壊・半壊など）

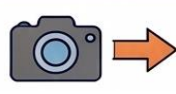


被害を受けた事実のみ

発行までの時間



現地調査を行うため時間がかかる



写真があれば窓口ですぐ発行可能

被災証明書は「被害写真」で迅速発行



写真があれば**現地調査を待たずに発行できる**ため、急ぎで事実証明が欲しい場合に有効です。